【附録】 禁止物質および特定化学物質に係る規制状況

令区分	規制内容	物質名	1 黄りんマッチ	2 ベンジジン及びその塩	3 四-ニトロジフェニル及びその塩	4 アモサイト	5 クロシドライト	6 四-ニトロジフェニル及びその塩	7 ビス(クロロメチル)エーテル	8 ベーターナフチルアミン及びその塩	9 石綿含有製品(注)8	10 ベンゼンのり
令	禁止物質		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令	特定化学物質等	第1類物質										
令	特定化学物質等	第2類物質 特定第2類物質										
令	特定化学物質等	第2類物質 オーラミン等										
令	特定化学物質等	第2類物質 管理第2類物質										
令	特定化学物質等	第3類物質										
令	特定化学物質等	第3類物質等										
令	特定化学物質等	特別管理物質										
14	作業主任者の選任	製造										
14	作業主任者の選任	取扱い										
55	製造等の禁止		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
56	製造の許可											
57	表示											
59	労働衛生教育(雇入れ時)											
67	健康管理手帳	対象	○		○	○		○	○	○	○	
67	健康管理手帳	要件	3年*		注6	注6		3年	3年*	注6		
3	第1類物質の取扱い設備											
4	特定第2類物質等の製造に係る設備	密閉式										
4	特定第2類物質等の製造に係る設備	局排										
4	特定第2類物質等の製造に係る設備	プッシュプル										
5	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	密閉式										
5	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	局排										
5	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	プッシュプル										
7	局排の性能											
9～12	用後処理装置の設備	除じん										
9～12	用後処理装置の設備	排ガス										
9～12	用後処理装置の設備	排液										
9～12	用後処理装置の設備	残さい物処理										
第4章の2	ばろ等の処理											
第4章の2	漏えいの防止											
21	床の構造											
24	立入り禁止の措置											
25	容器等											
36	作業環境の測定	実施										
36	作業環境の測定	記録の保存	30	30	3	30	30	30	30	30		
36の2	作業環境測定の結果の評価	実施			○				○			
36の2	作業環境測定の結果の評価	記録の保存			3				30			
37	休憩室											
38	洗浄設備											
第4章の3	飲食等の禁止											
第4章の3	掲示											
第4章の3	作業記録											
第4章の2 第5節	特別規制				○							
39・40	健康診断	雇入,定期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
39・40	健康診断	配転後	○		○	○		○	○	○		
39・40	健康診断	記録の保存	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
42	緊急診断											
53	記録の報告											

令区分	規制内容	物質名	1 アクリルアミド	2 アクリロニトリル	3 アルキル水銀化合物	4 エチレンイミン	5 エチレンオキシド	6 塩化ビニル	7 塩素	8 オーラミン	9 オルトトリジン及びその塩	10 カドミウム及びその化合物	11 クロム酸及びその塩	12 クロロメチルメチルエーテル	13 五酸化バナジウム	14 コールタール	15 三酸化砒素	16 シアン化カリウム	17 シアン化水素	18 シアン化ナトリウム	19 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	20 臭化メチル	21 重クロム酸及びその塩	22 水銀及びその無機化合物	23 トリレンジイソシアネート	24 ニッケルカルボニル	25 ニトログリコール	26 パラ-ニトロクロルベンゼン	27 パラ-フェニレンジアミン	28 弗化水素	29 ベーターブロピオラクトン	30 ベンゼン	31 ペンタクロルフェノール及びそのナトリウム塩	32 マゼンタ	33 マンガン及びその化合物	34 沃化メチル	35 硫化水素	36 硫酸ジメチル
令	禁止物質																																				
令	特定化学物質等	第1類物質																																			
令	特定化学物質等	第2類物質 特定第2類物質	○	○		○	○	○	○				○					○		○	○				○	○		○	○		○	○			○	○	○
令	特定化学物質等	第2類物質 オーラミン等								○																								○			
令	特定化学物質等	第2類物質 管理第2類物質			○																																
令	特定化学物質等	第3類物質									○	○	○									○	○				○								○		
令	特定化学物質等	第3類物質等	○	○		○	○	○	○						○				○		○	○				○	○		○	○		○	○			○	○	○
令	特定化学物質等	特別管理物質				○	○	○						○		○	○		○			○				○					○						
14	作業主任者の選任	製造	○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
14	作業主任者の選任	取扱い	○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
55	製造等の禁止																																				
56	製造の許可																																				
57	表示		○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
59	労働衛生教育(雇入れ時)		○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
67	健康管理手帳	対象						○					○			○	○						○														
67	健康管理手帳	要件						4年					4年			5年	5年						4年														
3	第1類物質の取扱い設備		○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
4	特定第2類物質等の製造に係る設備	密閉式	○	○		○	○	○	○				○	○	○				○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
4	特定第2類物質等の製造に係る設備	局排	○	○		○	○	○	○				○	○	○				○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
4	特定第2類物質等の製造に係る設備	プッシュプル	○	○		○	○	○	○				○	○	○				○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
5	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	密閉式	○	○		○	○	○	○				○	○	○				○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
5	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	局排	○	○		○	○	○	○				○	○	○				○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
5	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	プッシュプル	○	○		○	○	○	○				○	○	○				○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
7	局排の性能		0.3 mg/m³	45mg/m³ 又は 20 ppm	0.01 mg/m³	1 mg/m³ 又は 0.5 ppm	1.8 mg/m³ 又は 1 ppm	2 ppm	3 mg/m³ 又は 1 ppm	制	0.1 mg/m³	0.05 mg/m³	0.1 mg/m³	制	0.5 (粉状) 0.05 (ヒューム) mg/m³	0.2 mg/m³	0.5 mg/m³	5 mg/m³	11mg/m³ 又は 10 ppm	5 mg/m³	制	60mg/m³ 又は 15 ppm	0.1 mg/m³	0.05 mg/m³	0.12 mg/m³ 又は 0.02 ppm	0.007 mg/m³ 又は 0.001 ppm	1.2 mg/m³ 又は 0.2 ppm	制	1 mg/m³	2 mg/m³ 又は 3 ppm	制	30 mg/m³ 又は 10 ppm	0.5 mg/m³	制	5 mg/m³	28 mg/m³ 又は 5 ppm	15 mg/m³ 又は 10ppm	5 mg/m³ 又は 1 ppm
9～12	用後処理装置の設備	除じん	○	○											○																						
9～12	用後処理装置の設備	排ガス																																		○	○
9～12	用後処理装置の設備	排液			○													○		○																	
9～12	用後処理装置の設備	残さい物処理			○																																
第4章の2	ばろ等の処理		○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
第4章の2	漏えいの防止		○	○		○	○	○	○				○	○					○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
21	床の構造		○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
24	立入り禁止の措置		○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
25	容器等		○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
36	作業環境の測定	実施	○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
36	作業環境の測定	記録の保存	30	30		30	30	30	30				30	30	3	30	30		30			30	30			30	30		30	30		30	30		30	30	30	30
36の2	作業環境測定の結果の評価	実施	○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
36の2	作業環境測定の結果の評価	記録の保存	3	3		3	3	3	3				3	3		3	3		3			3	3			3	3		3	3		3	3		3	3	3	3
37	休憩室		○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
38	洗浄設備		○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
第4章の3	飲食等の禁止		○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
第4章の3	掲示		○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
第4章の3	作業記録		○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
第4章の2 第5節	特別規制						○									○			○			○					○					○						
39・40	健康診断	雇入,定期	○	○		○	※	○	○				○	○	○	○	○		○			○	○			○	○*		○	○		○	○		○	○	○	○
39・40	健康診断	配転後	○	○		○	※	○	○				○	○	○	○	○		○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
39・40	健康診断	記録の保存	30	30		30	5	30	5				30	30	5	30	30		5			30	5			30	5		30	5		30	30		30	5	5	5
42	緊急診断		○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○
53	記録の報告		○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○			○	○			○	○		○	○		○	○		○	○	○	○

令区分	規制内容	物質名	1 アンモニア	2 一酸化炭素	3 塩化水素	4 硝酸	5 二酸化硫黄	6 フェノール	7 ホスゲン	8 ホルムアルデヒド	9 硫酸	排 アクロレイン	排 硫化ナトリウム
令	禁止物質												
令	特定化学物質等	第1類物質											
令	特定化学物質等	第2類物質 特定第2類物質											
令	特定化学物質等	第2類物質 オーラミン等											
令	特定化学物質等	第2類物質 管理第2類物質											
令	特定化学物質等	第3類物質											
令	特定化学物質等	第3類物質等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
令	特定化学物質等	特別管理物質	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
14	作業主任者の選任	製造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	作業主任者の選任	取扱い	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
55	製造等の禁止												
56	製造の許可												
57	表示												
59	労働衛生教育(雇入れ時)												
67	健康管理手帳	対象											
67	健康管理手帳	要件											
3	第1類物質の取扱い設備												
4	特定第2類物質等の製造に係る設備	密閉式											
4	特定第2類物質等の製造に係る設備	局排											
4	特定第2類物質等の製造に係る設備	プッシュプル											
5	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	密閉式											
5	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	局排											
5	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	プッシュプル											
7	局排の性能												
9～12	用後処理装置の設備	除じん											
9～12	用後処理装置の設備	排ガス										○	
9～12	用後処理装置の設備	排液		○	○						○		○
9～12	用後処理装置の設備	残さい物処理											
第4章の2	ばろ等の処理		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第4章の2	漏えいの防止		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
21	床の構造		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
24	立入り禁止の措置		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
25	容器等		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
36	作業環境の測定	実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
36	作業環境の測定	記録の保存	30	30	30	30	5	5	5	5	5		
36の2	作業環境測定の結果の評価	実施											
36の2	作業環境測定の結果の評価	記録の保存											
37	休憩室												
38	洗浄設備												
第4章の3	飲食等の禁止												
第4章の3	掲示												
第4章の3	作業記録												
第4章の2 第5節	特別規制												
39・40	健康診断	雇入,定期											
39・40	健康診断	配転後											
39・40	健康診断	記録の保存											
42	緊急診断		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
53	記録の報告												

注 1 「健康管理手帳」の「要件」の欄中の数字は，健康管理手帳の交付要件としての当該業務の従事期間を示す。

2 「局排の性能」の欄中，数字は「厚生労働大臣が定める値」を示し，「制」とあるのは「厚生労働大臣が定める値」であるが，次のものである。

物質の性状	制御風速
ガス状のもの	0.5 m/sec
粒子状のもの	1.0 m/sec

3 「作業環境測定」及び「健康診断」の「記録の保存」の欄中の数字は，保存年数を示す。

4 両肺野にベリリウムによる慢性の結節性陰影があること。

5 定期健康診断の○印は6月以内ごとに1回行う。但し*印は1年以内ごとに1回胸部エックス線直接撮影による検査を行うこと。

6 両肺野に石綿による不整形陰影があり，又は石綿による胸膜肥厚の陰影があること。

7 ※のエチレンオキシドについては，特化則健康診断はないが，安衛則第45条に基づき一般定期健康診断を6月以内ごとに1回行う必要がある。

8 石綿含有製品とは，石綿セメント円筒，押出成形セメント板，住宅屋根用スレート，繊維強化セメント板，窯業系サイディング，クラッチフェーシング，クラッチライニング，ブレーキパッド，ブレーキライニング，接着剤をいう。